

## 名古屋経済大学 障がいのある学生への支援に関する基本方針

本方針は、名古屋経済大学における障がいのあるすべての学生に関わる修学支援について定めるものとする。

### 1. 趣旨

名古屋経済大学（以下「大学」とする。）は、大学における障がいのある学生が健常な学生と等しい条件のもとで学生生活を送れるよう、修学支援に積極的に取り組むこととする。

### 2. 基本原則

- (1) 大学は、本学に在籍する障がいのある学生が、健常な学生と等しい条件のもとで学生生活を送れるよう、修学機会を確保する。
- (2) 学長は、本方針に定める目的を達成し、効果的な修学支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努める。
- (3) 障がいのある学生に対する修学支援は、原則として本人（及び保護者）からの支援要請に基づき行うものとする。
- (4) 修学支援に関する相談窓口は、学生相談室とする。
- (5) 具体的な修学支援内容（合理的配慮）は、入学前、入学後、いずれの時期においても大学と本人（及び保護者）が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定する。

### 3. 方針の適用範囲

この基本方針は、学生に適用する。学生には、学部または研究科の学生、研究生、科目等履修生、留学生等が含まれる。

### 4. 障がいのある学生の定義

「障がいのある学生」とは、身体的障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### 5. 修学支援について

上記方針のもとに、障がいのある学生一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応を行う。